

市・県民税の税制改正についてのお知らせ

ふるさと納税について

(1) ふるさと納税に係る特例控除額の上限の引上げ

都道府県・市区町村に対して寄付金を支出した場合、(ふるさと納税)における「特例控除額」の上限が、所得割額の10%から20%に引き上げられました。

平成27年度以前 (平成26年12月31日以前に寄付した場合)	平成28年度以後 (平成27年1月1日以後に寄付した場合)
所得割額の10%	所得割額の20%

(参考)「特例控除額」

$\text{＝(都道府県・市区町村への寄付金の合計額－2,000円)} \times (90\% - \text{所得税の限界税率} \times 1.021)$

※「所得税の限界税率」とは、寄付金税額控除を申告される方に適用される所得税の最も高い税率を指します。なお、平成28年度から、課税所得4,000万円超の方の限界税率が45%となります。

(2) 申告特例控除の創設(ワンストップ特例制度)

平成27年4月1日以降に支払った都道府県・市区町村に対する寄付金(ふるさと納税)について、一定の要件に該当する方は、所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出することなく、税制上の優遇措置を受けることができる制度が創設されました。

この制度を利用した場合、所得税及び復興特別所得税における軽減が受けられませんが、それに相当する額が「申告特例控除」として、個人市民税及び県民税所得割から軽減されます。

ただし、次のいずれかに該当する場合には、ワンストップ特例制度の適用を受けることができません。

- ・所得税及び復興特別所得税の確定申告書の提出を要する方
- ・所得税及び復興特別所得税の確定申告書や市民税・県民税申告書を提出した方(給与所得者が医療費控除を受ける場合など。)
- ・申告特例申請書を提出した都道府県・市区町村の数が6以上の方
- ・転出等により、申告特例申請書又は申告特例事項変更届出書に記載した市区町村と、寄附した年の翌年の1月1日にお住まいの市区町村が異なる方

(注) 平成28年度市民税・県民税で、平成27年1月1日から平成27年3月31日までに支払った都道府県・市区町村に対する寄付金に係る寄付金税額控除の適用を受けようとする場合は申告が必要です。

(注) 総所得金額等の合計額の30%を超える額を寄附した方又は上記(1)の特例控除額の計算で所得割の20%を超える値が算出される方は、所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した場合よりも軽減額が少なくなる場合があります。

住宅借入金等特別税額控除について

住宅借入金等特別税額控除の適用期間(居住開始年月日)が1年6ヶ月延長されました。

改正前	平成11年1月1日～平成18年12月31日 又は平成21年1月1日～平成29年12月31日の間に入居
改正後	平成11年1月1日～平成18年12月31日 又は平成21年1月1日～ <u>平成31年6月30日</u> の間に入居

**公的年金からの特別徴収制度の見直し
(平成 28 年 10 月 1 日以降に実施される特別徴収について適用)**

(1) 今治市外に転出した場合における特別徴収の継続

公的年金から特別徴収(差し引き)されている方が、市外に転出した場合において、転出した日の属する年度中については、特別徴収が継続されることとなりました。

《改正後の具体的な取扱い》

1月1日から3月31日までに転出した場合 10月の特別徴収から中止されます。	4月1日から12月31日までに転出した場合 特別徴収が継続されます。
---	---------------------------------------

(2) 税額が変更された場合における特別徴収の継続

公的年金からの特別徴収の対象となっている方の税額が年度の中で変更される場合において、12月10日までに変更された場合に限り、特別徴収が継続されることとなりました。

《改正後の具体的な取扱い》

12月10日以前に税額が変更された場合 特別徴収が継続されます。	12月11日以降に税額が変更された場合 特別徴収が中止されます。
-------------------------------------	-------------------------------------

(3) 仮特別徴収税額の計算方法の見直し

仮特別徴収税額(『仮徴収』: 4月、6月、8月に支給される公的年金から差し引かれる税額)と特別徴収税額(『本徴収』: 10月、12月、翌2月に支給される公的年金から差し引かれる税額)の不均衡を解消するため、仮特別徴収税額の計算方法が次のように改正されました。

(注) 特別徴収税額(本徴収)は、従来どおり、公的年金等に係る所得から計算された年税額から、仮特別徴収税額を差し引いた残額により算出されます。

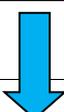
◎各徴収月の仮特別徴収税額

改正前	前年度分の特別徴収税額 (前年度 2 月分と同額)
改正後	前年度の公的年金等に係る所得から計算された年税額 ÷ 6

《計算例》

・平成 27 年度に公的年金からの特別徴収の対象となっている方で、平成 27 年度 2 月分年金特別徴収税額が 5,000 円、公的年金等に係る所得から計算された年税額が平成 28 年度 60,000 円、平成 29 年度 66,000 円の場合の平成 28 年度及び平成 29 年度の期別税額の計算方法

平成 28 年度						
徴収月	仮特別徴収税額			特別徴収税額(本徴収)		
	4 月	6 月	8 月	10 月	12 月	翌年 2 月
税額	5,000 円	5,000 円	5,000 円	15,000 円	15,000 円	15,000 円
	前年度分の特別徴収税額 (前年度 2 月分と同額)			(60,000 円 - 15,000 円) ÷ 3 = 15,000 円		



従来より仮特別徴収税額と特別徴収税額の額が平準化されます。

平成 29 年度						
徴収月	仮特別徴収税額			特別徴収税額(本徴収)		
	4 月	6 月	8 月	10 月	12 月	翌年 2 月
税額	10,000 円	10,000 円	10,000 円	12,000 円	12,000 円	12,000 円
	60,000 円(前年度年税額) ÷ 6 = 10,000 円			(66,000 円 - 30,000 円) ÷ 3 = 12,000 円		